

不足額給付Ⅱ

B: 令和6年度 事業専従者（推計所得税のみ課税）
（令和5年分）

令和7年度 事業専従者（非課税）[※] の場合
（令和6年分）

(例)課税者(個人事業主)・配偶者(事業専従者)の2人世帯

課税者(個人事業主)



○個人住民税所得割が課税
→定額減税対象

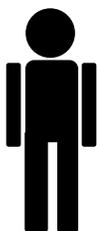
定額減税適用可能額 40,000円

R6年度住民税への適用額 10,000円

+) R6年分所得税への適用額_推計額 30,000円

減税の効果_推計 40,000円

配偶者



○令和6年度住民税所得割と令和6年分所得税が共に非課税→本人として定額減税対象外

○令和6年分所得税において事業専従者であり、税制度上「扶養親族」の対象とならない
→被扶養者としても定額減税対象外

○同一世帯に課税者あり→低所得者向け給付の対象世帯でない

▶ 配偶者は不足額給付Ⅱの対象

しかし、R6年分所得税_推計が課税であったため、当初調整給付の対象となっている。

よって、支給額は定額減税対象分4万円から、本人として受けた当初調整給付額を差し引いた額とする。

※「合計所得金額48万円超(非課税)」の場合も同様となります

不足額給付Ⅱ

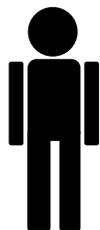
B: 令和6年度 事業専従者（推計所得税のみ課税）
（令和5年分）

令和7年度 事業専従者（非課税）[※] の場合
（令和6年分）

(例)課税者(個人事業主)・配偶者(事業専従者)の2人世帯

不足額給付額：30,000円の場合

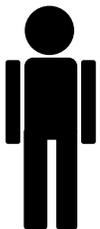
課税者(個人事業主)



R6		課税者(個人事業主)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	10,000円	
+) R6年分所得税への適用額_推計額	30,000円	
減税の効果_推計	40,000円	
→当初調整給付額	0円	

R7		課税者(個人事業主)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	10,000円	
+) R6年分所得税への適用額_実績額	30,000円	
減税の効果_実績	40,000円	
当初調整給付額	0円	

配偶者



R6		事業専従者(課税)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	0円	
+) R6年分所得税への適用額_推計額	30,000円	
減税の効果_推計	30,000円	
→当初調整給付額	10,000円	

R7		事業専従者(非課税)
不足額給付所要額	40,000円	
-) 当初調整給付額	10,000円	
不足額給付額	30,000円	
当初調整給付額	10,000円	

▶ 配偶者への不足額給付額は30,000円

※「合計所得金額48万円超(非課税)」の場合も同様となります

不足額給付Ⅱ

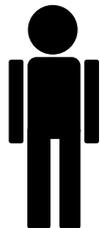
B: 令和6年度 事業専従者（推計所得税のみ課税）
（令和5年分）

令和7年度 事業専従者（非課税）[※] の場合
（令和6年分）

(例)課税者(個人事業主)・配偶者(事業専従者)の2人世帯

不足額給付額：20,000円の場合

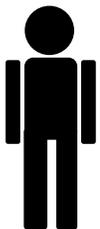
課税者(個人事業主)



R6		課税者(個人事業主)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	10,000円	
+) R6年分所得税への適用額_推計額	30,000円	
減税の効果_推計	40,000円	
→当初調整給付額	0円	

R7		課税者(個人事業主)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	10,000円	
+) R6年分所得税への適用額_実績額	30,000円	
減税の効果_実績	40,000円	
当初調整給付額	0円	

配偶者



R6		事業専従者(課税)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	0円	
+) R6年分所得税への適用額_推計額	20,000円	
減税の効果_推計	20,000円	
→当初調整給付額	20,000円	

R7		事業専従者(非課税)
不足額給付所要額	40,000円	
-) 当初調整給付額	20,000円	
不足額給付額	20,000円	
当初調整給付額	20,000円	

▶ 配偶者への不足額給付額は20,000円

※「合計所得金額48万円超(非課税)」の場合も同様となります

不足額給付Ⅱ

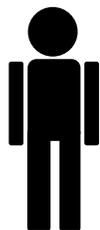
B: 令和6年度 事業専従者（推計所得税のみ課税）
（令和5年分）

令和7年度 事業専従者（非課税）[※] の場合
（令和6年分）

（例）課税者(個人事業主)・配偶者(事業専従者)の2人世帯

不足額給付額：10,000円の場合

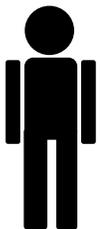
課税者(個人事業主)



R6		課税者(個人事業主)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	10,000円	
+) R6年分所得税への適用額_推計額	30,000円	
<hr/>		
減税の効果_推計	40,000円	
→当初調整給付額	0円	

R7		課税者(個人事業主)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	10,000円	
+) R6年分所得税への適用額_実績額	30,000円	
<hr/>		
減税の効果_実績	40,000円	
当初調整給付額	0円	

配偶者



R6		事業専従者(課税)
定額減税適用可能額	40,000円	
R6年度住民税への適用額	0円	
+) R6年分所得税への適用額_推計額	10,000円	
<hr/>		
減税の効果_推計	10,000円	
→当初調整給付額	30,000円	

R7		事業専従者(非課税)
不足額給付所要額	40,000円	
-) 当初調整給付額	30,000円	
<hr/>		
不足額給付額	10,000円	
当初調整給付額	30,000円	

▶ **配偶者への不足額給付額は10,000円**

※「合計所得金額48万円超(非課税)」の場合も同様となります